

岡山県周産期・小児医療施設支援事業費給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山県周産期・小児医療施設支援事業費給付金（以下「給付金」という。）については、特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援するとともに、地域の小児医療の拠点となる施設（以下「小児医療施設」という。）について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保することを目的として、予算の範囲内において交付するものであり、その交付に関しては、令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について（令和7年4月1日付医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」及び令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費の国庫補助について（令和7年5月2日付厚生労働省発医政0502第8号厚生労働事務次官通知）別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱」及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 この給付金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 分娩取扱施設支援事業

ア 分娩取扱施設のうち、令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間における分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所又は助産所であること。

イ 以下の補助金の交付を受けていないこと。（（ア）及び（イ）については令和6年度に実施した事業に限る。）

（ア）平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業

（イ）平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

（ウ）「岡山県地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）費補助金交付要綱」に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

(2) 小児医療施設支援事業

ア 令和5年度における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数の平均を下回ること。

イ 以下のいずれかに相当する機能を持つ病院であること。

（ア）「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児中核病院

(イ)「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知)の別添「救急医療対策事業実施要綱」(令和6年3月29日一部改正)に規定する小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院

(ウ)小児科を専門とする病院のうち、次の要件を全て満たしているもの

- a 入院を要する二次救急医療機関として必要な診療機能や専用病床を備えていること。
- b 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えていること。
- c 初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること。

(給付金の交付額)

第3条 この給付金の支給額は次のとおりとする。

(1) 分娩取扱施設支援事業

病院または診療所 1施設×2,500千円

助産所 1施設×1,000千円

(2) 小児医療施設支援事業

許可病床のうち、小児科部門の病床数×25万円

(ただし、令和5年度における小児科部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄附金その他の収入額(以下「収入額」という。)を控除した額を上限とする。また、収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は、支給しないこととする。)

(交付の条件)

第4条 この給付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を給付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) この給付金の交付を受けた医療施設等は、厚生労働省又は知事が行う、この給付金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

(給付金の申請等)

第5条 この給付金の交付の申請は、交付申請書(様式第1号)を知事に提出して行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の申請をすることができない。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（支給の決定）

第 6 条 知事は、前条の規定に基づく申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに給付金の交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するとともに、給付金を支給する。

（変更申請手続）

第 7 条 この給付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出するものとする。

（給付金の請求）

第 8 条 給付金の請求をする場合には、請求書（様式第 4 号）を知事に提出して行うものとする。

（現地調査等）

第 9 条 知事は、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとする。

（給付金の返還）

第 10 条 知事は、対象事業者が次の各号に該当する場合には、期限を定めて給付金の全額又は一部を返還させるものとする。

- (1) 給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく廃院する場合。
- (2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認めるとき。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この給付金の交付に関して必要な事項は知事が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 25 日から施行し、令和 7 年度分の給付事業について適用する。